

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	二之湯 智	(自民)	そのだ 修光	(自民)	浜口 誠	(民進)
理事	豊田 俊郎	(自民)	高野 光二郎	(自民)	藤田 幸久	(民進)
理事	西田 昌司	(自民)	羽生田 俊	(自民)	宮崎 勝	(公明)
理事	宮本 周司	(自民)	馬場 成志	(自民)	若松 謙維	(公明)
理事	小川 勝也	(民進)	藤井 基之	(自民)	吉良 よし子	(共産)
理事	佐々木さやか	(公明)	松下 新平	(自民)	石井 苗子	(維新)
理事	仁比 聰平	(共産)	三木 亨	(自民)	高木 かおり	(維新)
	阿達 雅志	(自民)	森屋 宏	(自民)	又市 征治	(希会)
	岡田 広	(自民)	石上 俊雄	(民進)	行田 邦子	(希党)
	進藤 金日子	(自民)	古賀 之士	(民進)	藤末 健三	(国声)
						(30.4.9 現在)

（1）審議概観

第196回国会における本委員会付託案件は、平成二十八年度決算外2件（第195回国会提出）、平成二十八年度予備費関係3件（第195回国会提出）である。

なお、平成二十八年度予備費関係3件は、平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書である。

審査の結果、平成二十八年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、平成二十八年度予備費関係3件はいずれも承諾を与るべきものと議決した。

〔平成二十八年度決算の審査〕

平成二十八年度決算外2件は、第195回国会の平成29年11月21日に提出され、12月4日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、

同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、今国会の平成30年4月9日に安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計6回行った。

なお、4月16日の委員会において、1月22日に安倍内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成二十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置、平成27年度決算審査措置要求決議について政府及び最高裁判所の講じた措置について、麻生財務大臣及び今崎最高裁判所事務総長から説明を聴取した。平成二十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
<p>(1) 内閣官房及び内閣府本府において、組織の新設・統廃合に伴う物品検査が適切に行われておらず、50万円以上の機械等の重要物品が物品管理簿等に記録されているにもかかわらず、現物が確認できない事態などにより、平成26年度末の重要物品284個69億円分の管理が不適切な状態になっていたことが、会計検査院に指摘されたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、物品を適切に管理する連絡体制を整備するなど再発防止を徹底するとともに、電子タグの導入について検討を行うなど、物品を適正かつ効率的に管理するよう万全を期すべきである。</p>	<p>(1) 内閣官房及び内閣府における物品管理については、関係職員が共有すべき情報を定めるなど、物品を適切に管理する連絡体制を整備し、物品管理の重要性について周知徹底すること等により再発防止を図るとともに、電子的な方法による物品管理の導入を進めているところである。</p> <p>今後とも、こうした取組を着実に推進することにより、物品を適正かつ効率的に管理するよう万全を期する所存である。</p>
<p>(2) 東日本大震災に係る復旧工事等に関し、東日本高速道路株式会社が平成23年7月以降に発注した複数の舗装災害復旧工事において、入札参加業者に対する排除措置命令等が採られ、関係者が刑事責任を問われる事態となったほか、地方公共団体等が発注した施設園芸用施設の建設工事においても、工事業者に対する排除措置命令等が採られる事態となったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、談合が繰り返し行われている事態を重く受け止め、関係機関における綱紀粛正と事業の適正な執行を一層図るとともに、監督体制を強化するなど再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(2) 東日本大震災に係る復旧工事等をめぐる入札談合については、東日本高速道路株式会社等に対して談合情報対応マニュアルの見直しを行うなど談合の再発防止に万全を期すための対策を講じるよう指導した。</p> <p>また、違反行為のあった農業施設メーカーに対して農林水産省が実施する入札について指名停止とする等の対策を講じるとともに、関係通知に工事の請負契約書に不正行為があった際の違約金に係る条項を設けること等の規定を追加したことである。</p> <p>これまでも全ての公共工事の発注者に対し、不正行為に対して厳正に対処するよう要請してきたところであり、今後とも、不正行為の再発防止に万全を期する所存である。</p>
<p>(3) 政府開発援助（ODA）事業については、平成20年の贈収賄事件を始めとする不正事案が相次ぎ、26年6月に本院が警告決議により是正を促し、不正腐敗防</p>	<p>(3) 政府開発援助（ODA）事業については、不正行為が繰り返されていることを重く受け止め、執行監視体制の厳格化として現地再委託契約に係る第三者検査</p>

<p>止対策が講じられたにもかかわらず、その後も、バングラデシュ、ペルー等において、受注企業による過大請求など、不正行為が繰り返されていることは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、再発防止策を講じた後も不正事案が後を絶たないことを重く受け止め、執行監視体制の厳格化や不正に関与した企業に対する罰則強化、相手国政府との連携強化を行うことなどにより、更なる再発防止策を講ずべきである。</p>	<p>の対象を拡大、不正行為に関与した企業に対する罰則の強化として過大請求などの重大な不正行為に対する違約金の引上げ等の更なる再発防止策を講じることとしたところである。</p> <p>今後とも、これらの取組を着実に行うとともに、相手国政府とも連携しながら、政府開発援助（ODA）事業の適正な実施に努めてまいる所存である。</p>
<p>(4) 文部科学省職員の再就職に関して、歴代事務次官等の幹部職員や人事課職員が関与した組織的な再就職のあっせん等が行われ、62件の国家公務員法に違反する行為が確認されたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、組織的な規制違反により国民の信頼を著しく損ねたことを重く受け止め、文部科学省において硬直化した人事慣行や組織体制を見直すなど抜本的な再発防止策を検討するとともに、全府省において同様の事案がないか徹底的な調査を行い、再就職等規制の実効性を確保すべきである。</p>	<p>(4) 文部科学省における再就職等規制違反については、有識者検討会からの提言を踏まえ、第三者によるコンプライアンス体制の確立等、再就職等規制違反の防止体制を整備するとともに、硬直化した人事慣行を見直し、柔軟で活性化した組織づくりを進めているところである。</p> <p>また、再就職規制に関する全省庁調査を実施し、平成29年6月に公表した報告書において、再就職規制違反の疑いがある事案が判明したことを踏まえ、再就職の届出制度の見直し等の再発防止策を講じることとしたところである。</p> <p>今後とも、これらの取組を着実に実施することにより、再就職等規制の実効性の確保に努めてまいりたい。</p>
<p>(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）及びスポーツ団体の不適正な会計経理に関し、本院が警告決議等により是正改善を促してきたにもかかわらず、その後も、JSC、日本オリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会にそれぞれ加盟するスポーツ団体において、不適正な会計経理が相次いでいることは、遺憾である。</p> <p>政府は、JSC及び複数のスポーツ団体において依然として不適正な会計経理が行われていることを重く受け止め、J</p>	<p>(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター等における会計経理については、同センターにおいて、予定価格の確認体制の強化及び内部監査の重点実施等の業務体制の改善に取り組んでいるところであり、これらの取組状況を厳しくチェックしている。</p> <p>また、スポーツ団体に対しては、コンプライアンスに関する現況調査を行い、ガバナンスに関するチェックリストの改訂作業を進め、これを周知することにより、ガバナンス強化を促すこととしている。</p>

<p>S Cの業務体制を改善させるとともに、スポーツ団体における不正防止体制の整備状況を調査し、ガバナンス強化を一層促すなど、不適正な会計経理の防止に万全を期すべきである。</p>	<p>る。今後とも、これらの取組を着実に実施することにより、不適正な会計経理の防止に万全を期する所存である。</p>
<p>(6) 株式会社商工組合中央金庫（商工中金）の危機対応業務において、顧客から受領した資料の改ざん等により、全国35支店で198億円に上る不正な融資が行われていたこと、内部監査で不正の一部が発覚したにもかかわらず、隠蔽されていたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、危機対応業務における不正行為が、過去数年にわたり組織的に行われていた事態を重く受け止め、全容解明を早急に行わせ、商工中金に対する指導監督の強化など再発防止を徹底し、融資を適切に実行させるべきである。</p>	<p>(6) 株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務における不正行為については、全容を解明するため、同社による危機対応融資22万件の全件調査や主務省による立入検査を行うとともに、2度目となる業務改善命令を発出し、同社が問題を根絶して「解体的出直し」をすることを強く求めたところである。</p> <p>また、経済産業大臣の指示に基づき設置した「商工中金の在り方検討会」における取りまとめ結果を踏まえ、同社が、持続可能なビジネスモデルの策定・実行、取締役会の強化や外部経営人材の登用を含む新たな経営管理態勢の構築を行い、真に中小企業に貢献する金融機関となるべく「解体的出直し」を図っていくよう、指導・監督を徹底してまいりたい。</p>
<p>(7) 福島県内において実施された放射性物質の除染事業をめぐり、環境省福島環境再生事務所の職員が下請受注の便宜を図った疑いにより収賄罪で起訴されたこと、除染廃棄物の不法埋設事案等が明らかになったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、復旧・復興事業において違法行為が行われたことを重く受け止め、事態の発生要因の解明を十分に行うとともに、職員への倫理指導の徹底、組織管理体制の見直し、共同企業体等への監督強化を図ることなどにより、再発を防止し、除染事業を適切に実施すべきである。</p>	<p>(7) 除染事業における不適正事案については、関係者に対して厳正な処分を行ったところである。</p> <p>また、再発防止策として、職員への訓示、倫理保持についての個別指導及び環境省福島地方環境事務所における組織管理体制の強化を図るとともに、受注業者等へのコンプライアンス徹底に係る要請や監督体制の強化に取り組んでいるところである。</p> <p>引き続き、除染事業の適切な実施に努めてまいりたい。</p>

その後、6月11日には麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月18日には安倍内閣総理大臣を始

め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。平成二十八年度決算審査における質疑の主な項目は、新たな財政健全

化計画の下での社会保障制度の考え方、森友学園に対する国有地の売却等をめぐる諸問題、自衛隊のイラク日報問題に対する認識、子ども・子育て支援全国総合システムの運用の見直し、効果が発現していない政府開発援助事業に対する認識、会計検査院における検査体制強化の必要性などである。

6月18日の質疑終局の後、委員長より、平成二十八年度決算についての8項目から成る内閣に対する警告案及び5項目から成る平成28年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、平成二十八年度決算は多数をもって是認することとし、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①刑務所の開放的施設における逃走事件について、②学校法人森友学園に対する国有地売却等における不適切事案について、③高速増殖原型炉もんじゅの保守管理の不備について、④日本年金機構の業務委託における不適切な事務処理について、⑤商工中金の危機対応業務等における不正行為について、⑥スーパーコンピューターの研究開発に係る助成金の不正受給について、⑦福島第一原子力発電所事故の除染事業における相次ぐ不適切事案について、⑧自衛隊における不適切な日報管理等についてである。

次に、平成28年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①子ども・子育て支援全国総合システムの運用の見直しについて、②地方創生先行型交付金の不適切な執行について、③効果が発現していない政府開発援助事業について、④障害者の就労継続支援A型事業所における相次ぐ経営破綻について、⑤鳥獣被害

防止総合対策交付金事業に係る侵入防止柵の不適切な設置及び維持管理についてである。

次に、平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔平成二十八年度予備費の審査〕

平成二十八年度予備費関係3件は、第195回国会の平成29年11月21日に提出された。平成30年5月18日に衆議院から受領した後、6月6日に本委員会に付託され、同月11日、麻生財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

同日に討論を行った後、採決の結果、平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費及び平成二十八年度特別会計予算総則の規定による経費の増額については全会一致をもって、平成二十八年度一般会計予備費については多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

平成30年4月16日及び5月21日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、4月16日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、河戸会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、6月18日、平成二十八年度決算外2件の審査を受けて、会計検査院における検査体制の強化に関する決議を行った。

さらに、同日、国会法第105条の規定に

基づき、会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した項目は、待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支

援施策の実施状況について及び有償援助（F M S）による防衛装備品等の調達の状況についてである。

（2）委員会経過

○平成30年4月9日(月) (第1回)

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成二十八年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めるなどを決定した。
- 平成二十八年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、茂木国務大臣、加藤厚生労働大臣、世耕経済産業大臣、小野寺防衛大臣、河野外務大臣、林文部科学大臣、梶山内閣府特命担当大臣、松山内閣府特命担当大臣、吉野復興大臣、石井国土交通大臣、中川環境大臣、福井内閣府特命担当大臣、河戸会計検査院長、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長児玉敏雄君に対し質疑を行った。

[質疑者]

西田昌司君（自民）、※羽生田俊君（自民）、
※滝沢求君（自民）、大島九州男君（民進）、
※藤田幸久君（民進）、※小西洋之君（民進）、
若松謙維君（公明）、仁比聰平君（共産）、
石井苗子君（維新）、※高木かおり君（維新）、
又市征治君（希会）、行田邦子君（希党）、
藤末健三君（国声）、有田芳生君（立憲、委員外議員）
※関連質疑

○平成30年4月16日(月) (第2回)

— 省庁別審査 —

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2

の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

- 平成二十八年度決算外2件に関し、平成二十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成27年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について麻生財務大臣から説明を聴いた後、平成27年度決算審査措置要求決議について最高裁判所の講じた措置について今崎最高裁判所事務総長から説明を聴いた。
- 平成二十八年度決算外2件中、財務省、農林水産省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について齋藤農林水産大臣、麻生国務大臣、田中内閣府副大臣、上月農林水産大臣政務官、河戸会計検査院長、一宮人事院総裁、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本銀行副総裁若田部昌澄君及び株式会社国際協力銀行代表取締役総裁近藤章君に対し質疑を行った。

[質疑者]

山田俊男君（自民）、進藤金日子君（自民）、浜口誠君（民進）、小川勝也君（民進）、佐々木さやか君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、藤巻健史君（維新）、福島みづほ君（希会）、中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）、川田龍平君（立憲、委員外議員）

○平成30年4月23日(月) (第3回)

— 省庁別審査 —

- 平成二十八年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、経済産業省、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について松山内閣府特命担当大臣、世耕経済産業大臣、福井内閣府特命担当大臣、梶山国務大臣、高木厚生労働副大臣、あかも内閣府副大臣、大沼厚生労働大臣政務官、田畠厚生労働大臣政務官及び政府参考人に質疑を行った。

[質疑者]

岡田広君（自民）、古川俊治君（自民）、秋野公造君（公明）、高木かおり君（維新）、石井章君（維新）、平山佐知子君（国声）

○平成30年5月7日(月)(第4回)

—省庁別審査—

- 平成二十八年度決算外2件中、法務省、外務省、防衛省、裁判所及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について河野外務大臣、小野寺防衛大臣、上川法務大臣、野上内閣官房副長官、うえの財務副大臣、福田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

片山さつき君（自民）、元榮太一郎君（自民）、伊藤孝江君（公明）、東徹君（維新）、中山恭子君（希党）、藤末健三君（国声）

○平成30年5月21日(月)(第5回)

—省庁別審査—

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十八年度決算外2件中、国会、会計検査院、厚生労働省及び環境省関係について加藤厚生労働大臣、中川環境大臣、田中内閣府副大臣、大沼厚生労働大臣政務官、河戸会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤井基之君（自民）、自見はなこ君（自民）、矢田わか子君（民主）、宮崎勝君（公明）、風間直樹君（立憲）、吉良よし子君（共産）、仁比聰平君（共産）、片山大介君（維新）、又市征治君（希党）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）

○平成30年5月28日(月)(第6回)

—省庁別審査—

- 平成二十八年度決算外2件中、総務省及び文部科学省関係について野田総務大臣、林文部

科学大臣、鈴木国務大臣、丹羽文部科学副大臣、小倉総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

浜口誠君（民主）、今井絵理子君（自民）、森屋宏君（自民）、熊野正士君（公明）、小川勝也君（立憲）、仁比聰平君（共産）、石井苗子君（維新）、青木愛君（希党）、松沢成文君（希党）、平山佐知子君（国声）

○平成30年6月4日(月)(第7回)

—省庁別審査—

- 平成二十八年度決算外2件中、復興庁、国土交通省及び警察庁関係について石井国土交通大臣、小此木国家公安委員会委員長、吉野復興大臣、木原財務副大臣、秋本土交大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人都市再生機構理事天河宏文君に対し質疑を行った。

[質疑者]

浜口誠君（民主）、里見隆治君（公明）、矢倉克夫君（公明）、小川勝也君（立憲）、吉良よし子君（共産）、石井苗子君（維新）、木戸口英司君（希党）、行田邦子君（希党）、平山佐知子君（国声）、阿達雅志君（自民）、足立敏之君（自民）

○平成30年6月11日(月)(第8回)

—准総括質疑—

- 平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第195回国会提出）（衆議院送付）
平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第195回国会提出）（衆議院送付）
平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第195回国会提出）（衆議院送付）

以上3件について麻生財務大臣から説明を聴いた。

- 平成二十八年度決算外2件及び予備費関係3件について麻生国務大臣、松山内閣府特命担当大臣、野田国務大臣、加藤厚生労働大臣、

世耕経済産業大臣、小此木国家公安委員会委員長、上川法務大臣、林文部科学大臣、菅内閣官房長官、小野寺防衛大臣、河野外務大臣、齋藤農林水産大臣、梶山内閣府特命担当大臣、高木厚生労働副大臣、村井内閣府大臣政務官、郷原参議院事務総長、河戸会計検査院長、横畠内閣法制局長官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、

平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第195回国会提出）（衆議院送付）

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第195回国会提出）（衆議院送付）

平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第195回国会提出）（衆議院送付）

以上3件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

矢田わか子君（民主）、浜口誠君（民主）、佐々木さやか君（公明）、宮崎勝君（公明）、蓮舫君（立憲）、辰巳孝太郎君（共産）、高木かおり君（維新）、石井苗子君（維新）、又市征治君（希会）、中山恭子君（希党）、岡田広君（自民）、豊田俊郎君（自民）、平山佐知子君（国声）

（平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会、希党、国声

反対会派 なし

（平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、希会、希党、国声

反対会派 共産

（平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書）

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、維新、希会、希党、国声

反対会派 なし

○平成30年6月18日(月)（第9回）

— 締めくくり総括質疑 —

○平成二十八年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、小野寺防衛大臣、林文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、菅内閣官房長官、河野外務大臣、茂木内閣府特命担当大臣、石井国土交通大臣、野田総務大臣、世耕経済産業大臣、齋藤農林水産大臣、松山内閣府特命担当大臣、河戸会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、

平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書を議決し、平成28年度決算審査措置要求決議を行い、平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

麻生国務大臣、上川法務大臣、河野外務大臣、林文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、齋藤農林水産大臣、世耕経済産業大臣、石井国土交通大臣、中川環境大臣、小野寺防衛大臣、松山内閣府特命担当大臣及び梶山内閣府特命担当大臣から発言があった。

〔質疑者〕

二之湯智君（委員長質疑）、滝波宏文君（自民）、石上俊雄君（民主）、河野義博君（公明）、風間直樹君（立憲）、辰巳孝太郎君（共産）、清水貴之君（維新）、又市征治君（希会）、松沢成文君（希党）、平山佐知子君（国声）

（平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明、国声

反対会派 民主、立憲、共産、維新、希会、

- 希党
(内閣に対する警告)
- 賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、希会、希党、国声
- 反対会派 なし
- (平成28年度決算審査措置要求決議)
- 賛成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、
維新、希会、希党、国声
- 反対会派 なし
- (平成二十八年度国有財産増減及び現在額総
計算書)
- 賛成会派 自民、公明、国声
- 反対会派 民主、立憲、共産、維新、希会、
希党
- (平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計
算書)
- 賛成会派 自民、公明、共産、希会、国声
- 反対会派 民主、立憲、維新、希党
- 会計検査院における検査体制の強化に関する
決議を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する
調査のため、会計検査及びその結果の報告を
求めるることを決定した。
- 平成30年7月20日(金)(第10回)
- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する
調査の継続調査要求書を提出することを決定
した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に
一任することに決定した。

(3) 委員会決議

－平成28年度決算審査措置要求決議－

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 子ども・子育て支援全国総合システムの運用の見直しについて

内閣府は、子ども・子育て支援新制度の施行状況に関する情報共有等を国と地方公共団体で行う子ども・子育て支援全国総合システムを構築している。総合システムの運用状況について、会計検査院が173市区町を検査したところ、保育の必要性の認定、教育・保育施設等に関する最新情報を登録している市区町は一部にとどまっていること、その要因として入力方式や登録情報の範囲等が地方公共団体の業務の実態を踏まえていないこと、こうした要因を内閣府は十分に把握しておらず総合システムの運用の見直しを検討していないことが明らかとなった。

政府は、地方公共団体の業務の実態や総合システムの運用状況を的確に把握し、登録が進まない要因を分析するとともに、総合システムの運用を見直し、子ども・子育て支援新制度の更なる充実に向けた活用に一層取り組むべきである。

2 地方創生先行型交付金の不適切な執行について

内閣府が実施する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業について、会計検査院が検査したところ、2県及び6市町において、地方公共団体が実施計画で定めた事業実施期間中に行っていない事業に係る費用や、交付金の交付対象とは認められない懇親会に係る費用を交付対象事業費に含めるなどしていたため、交付金相当額2億2,434万円が過大に交付されていたことが明らかとなった。

政府は、交付金事業の適切な執行に係る留意事項を地方公共団体に対し周知徹底とともに、

審査マニュアルの作成等を始めとする必要な対策を講じて交付金に係る審査体制を充実させるなど、再発防止に一層取り組むべきである。

3 効果が発現していない政府開発援助事業について

政府開発援助（ODA）事業について、会計検査院が検査したところ、マラウイにおいて、大使館が事業実施機関に建物の適切な設計や施工管理の実施を要請しておらず、診療所の玄関の柱が倒壊して建設工事が中断されたまま完了していなかったり、ブラジルにおいて、大使館が事業実施機関に施設使用の働きかけを行っておらず、整備された職業訓練施設の当初の目的による使用実績が少ないなど、事業の効果が発現していないことが明らかとなった。

政府は、ODA事業の効果が十分発現するよう援助相手国の事業実施機関に改善を働きかけた上で、再発防止策を講じるとともに、事業実施機関と直接交渉を行う在外公館や独立行政法人国際協力機構の体制強化を一層図るべきである。

4 障害者の就労継続支援A型事業所における相次ぐ経営破綻について

厚生労働省は、障害者総合支援法に基づき障害者の就労支援を行っているが、就労継続支援A型事業所において、平成29年7月の岡山県倉敷市の5事業所を始めとして、事業所を運営する法人の経営破綻が相次ぎ、500名を超える障害者の大量解雇が発生している事態が明らかとなった。

政府は、解雇された障害者の再就職先の確保を支援するとともに、事業計画及び事業運営の状況等について調査及び検証を行うなどして不適切な運営を行う事業所の実態を解明し、補助金を目当てとした安易な事業参入の再発を防止する措置と健全な事業運営のために必要な対応策を講じるべきである。

5 鳥獣被害防止総合対策交付金事業に係る侵入防止柵の不適切な設置及び維持管理について

農林水産省は、農作物に対する鳥獣被害軽減のため、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を実施している。会計検査院が検査したところ、侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況をほ場ごとに把握していない事態、柵の設置及び維持管理が適切に行われていない事態等が明らかとなった。

政府は、侵入防止柵設置後に鳥獣被害が減少しない場合の原因究明の徹底を図り、高齢化や人口減少等が見込まれる地域の実情に即して、柵の設置や維持管理が適切に行われる体制を構築するとともに、捕獲鳥獣のジビエ等への利活用の促進など鳥獣被害防止対策を効果的に実施すべきである。

—会計検査院における検査体制の強化に関する決議—

会計検査院は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

会計検査院は、本院からの検査要請に基づく、学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する検査に際し、財務省が提出した決裁文書の真正性について国土交通省にも確認するなどの検証を行わず、財務省による言語道断な決裁文書の改ざんを見逃すこととなった。また、平成29年11月に本院に提出された、検査結果の報告書では、地下埋設物の撤去・処分費用の試算が明示されていなかった。

会計検査院は、今般の事態を深刻に受け止めて、経緯を検証し、今後の検査に当たり、資料の信ぴょう性について適切に確認するなど、再発防止を徹底するとともに、独立した憲法上の機関であることを自覚し、検査の過程及び内容に疑惑を抱かれないよう、会計検査体制を強化すべきである。